

南部箕蚊屋広域連合告示第11号

令和4年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年8月12日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和4年8月30日（火） 午前10時
2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

---

○開会日に応招した議員

大 床 桂 介	前 田 昇
一 橋 信 介	荊 尾 芳 之
山 路 有	景 山 浩
乾 裕	真 壁 容 子
細 田 元 教	勝 部 俊 徳

---

○応招しなかった議員

な し

---

---

令和4年 第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第1日）

令和4年8月30日（火曜日）

---

議事日程

令和4年8月30日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について) <委員会付託>
- 日程第5 議案第7号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第6 議案第8号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>
- 日程第7 議案第9号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）<委員会付託>
- 日程第8 議案第10号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）<委員会付託>
- 日程第9 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第10 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について)
- 日程第11 議案第7号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第8号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第9号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第10号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

(追加議案)

- 日程第15 発議案第1号 議会における地方行政調査について  
日程第16 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議事日程の宣告  
日程第4 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について)<委員会付託>  
日程第5 議案第7号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>  
日程第6 議案第8号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について<委員会付託>  
日程第7 議案第9号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第1号)<委員会付託>  
日程第8 議案第10号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)<委員会付託>  
日程第9 広域連合行政に対する一般質問  
日程第10 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部改正について)  
日程第11 議案第7号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について  
日程第12 議案第8号 令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
日程第13 議案第9号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算(第1号)  
日程第14 議案第10号 令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
(追加議案)  
日程第15 発議案第1号 議会における地方行政調査について  
日程第16 閉会中の継続調査の申し出について<議会運営委員会>
-

出席議員（10名）

1番 大床 桂 介	2番 前 田 昇
3番 一 橋 信 介	4番 荊 尾 芳 之
5番 山 路 有	6番 景 山 浩
7番 乾 裕	8番 真 壁 容 子
9番 細 田 元 教	10番 勝 部 俊 徳

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長 .....	田 子 勝 利	書記 .....	梅 林 佑 基
		書記 .....	爲 國 沙 耶

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 .....	陶 山 清 孝	副広域連合長 .....	森 安 保
副広域連合長 .....	中 田 達 彦	事務局長 .....	中 原 孝 訓
事務局次長 .....	安 達 広 典	事務局次長 .....	舩 原 美 香
監査委員 .....	仲 田 和 男		

午前10時03分開会

○議長（勝部 俊徳君） それでは、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は10人でございます。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和4年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（勝部 俊徳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

7 番、乾裕議員及び 8 番、真壁容子議員、以上 2 名でございます。

---

## 日程第 2 会期の決定

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日 1 日間といたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、会期を 1 日間と決定いたしました。

---

## 日程第 3 議事日程の宣告

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

## 日程第 4 議案第 6 号 から 日程第 8 議案第 10 号

○議長（勝部 俊徳君） お諮りいたします。日程第 4、議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについてから日程第 8、議案第 10 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）までを一括して議題といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 4、議案第 6 号から日程第 8、議案第 10 号までを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案第 6 号を御説明申し上げます。

専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 29 2 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるとでございます。専決処分の日にちは、令和 4 年 3 月 30 日でございます。内容については、事務局のほうから説明させていただきます。

一括でした、続けさせていただきます。

続きまして、議案第 7 号でございます。7 号は、令和 3 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の承認に付するもの  
でございます。

続いて、議案第8号でございます。令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するもの  
でございます。

続きまして、議案第9号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）  
でございます。

令和4年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,456万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,956万円とするもの  
でございます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるもの  
でございます。

続きまして、議案第10号でございます。議案第10号は、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）  
でございます。

令和4年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,814万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億6,314万5,000円とするもの  
でございます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるもの  
でございます。

詳細にわたりましては、事務局のほうから説明させていただきます。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。まず、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

内容は、南部箕蚊屋広域連合介護保険条例の一部を改正するもので、令和3年度に引き続き、令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免を実施するため、所要の改定を行うもの  
でございます。具体的には、減免の対象となる第1号保険料に令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限等

が定められている保険料を加えるものでございます。施行期日は公布の日からとし、公布は令和4年3月30日でございます。

続きまして、決算等の説明をさせていただきたいんですが、その前に、申し訳ありません、議案の訂正をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

第7号議案の令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出の決算の認定についてなんですけれども、令和2年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出の決算を別紙の監査委員の意見をつけてとありますが、令和3年度の誤りですので、訂正をいただけたらと思います。あと、議案第8号につきましても、令和2年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出の決算を別紙の監査委員の意見をつけてとありますが、令和3年度の誤りですので、訂正をいただけたらと思います。

そうしましたら、議案第7号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、決算書の15ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額5億3,509万2,422円、歳出総額5億3,029万8,814円、歳入歳出差引き額479万3,608円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は479万3,608円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。1ページ、2ページをお開きください。1款分担金及び負担金、収入済額4億8,185万5,000円、これは構成町村からの負担金収入でございます。2款国庫支出金、収入済額1,443万5,150円、これは低所得者の保険料軽減に係る負担金及び介護保険システム改修に係る補助金でございます。3款県支出金、収入済額721万2,850円、主なものは低所得者の保険料軽減に係る負担金、権限移譲事務に係る交付金でございます。4款繰入金、収入済額1,685万1,372円、これは過年度分の町村負担金の返還に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金、収入済額411万7,390円、前年度の繰越金でございます。6款諸収入、収入済額1,062万660円、主なものは介護予防サービス計画作成収入でございます。歳入の合計といたしまして、予算額5億3,594万9,000円に対し、収入済額5億3,509万2,422円でございます。

続きまして、3ページ、4ページ、歳出でございます。1款議会費、支出済額55万4,435円、2款総務費、支出済額7,958万3,387円、主なものは町村派遣職員給与費負担金、電算システムの保守及び改修に係る委託料、町村負担金の過年度分の返還金でございます。3款民生費、支出済額4億5,016万992円、主なものは介護保険事業特別会計への繰出金、介護予防

サービス計画作成委託料、地域包括支援センターの職員の給与費負担金でございます。4款の予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額5億3,594万9,000円に対し、支出済額5億3,029万8,814円、不用額は479万3,608円でございます。

続きまして、16ページ、財産に関する調書でございます。公有財産に該当するものはございません。物品につきましては、取得価格の10万円以上の備品を計上しておりますが、電話管理機器の更新に伴い、物品から電話機器を削除、ISDN用主装置を1台追加しております。債権につきましては、該当するものはございません。基金につきましては、介護保険介護給付費準備基金が前年度末現在高1億940万2,825円、積立額2,407万4,652円、取崩し額ゼロ円、年度末現在高は1億3,347万7,477円でございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第8号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、決算書の23ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額31億6,519万173円、歳出総額30億703万9,995円、歳入歳出差引き額1億5,815万178円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億5,815万178円でございます。

続きまして、歳入を御説明いたします。1ページ、2ページをお開きください。1款保険料、収入済額6億2,941万2,720円、不納欠損額178万1,780円、収入未済額566万3,080円でございます。2款使用料及び手数料、収入済額5万1,200円、これは保険料の督促手数料でございます。3款国庫支出金、収入済額7億2,471万9,990円、これは主に介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金及び補助金でございます。4款支払い基金交付金、収入済額8億836万4,000円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る第2号被保険者負担分の交付金でございます。5款県支出金、収入済額4億5,314万6,785円、これは介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金及び補助金でございます。6款繰入金、収入済額4億2,728万9,000円、これは介護給付費、地域支援事業費、事務費及び低所得者保険料軽減に係る一般会計からの繰入金でございます。7款諸収入、収入済額5,257円、これは高額介護サービス費等の返還金でございます。8款繰越金、収入済額1億2,218万5,569円、前年度の繰越金でございます。9款財産収入、収入済額1万5,652円、これは介護保険介護給付費準備基金の預金利子でございます。歳入合計といたしまして、予算額31億3,556万に対し、収入済額31億6,519万173円でございます。



続きまして、3ページ、4ページ、歳出でございます。1款総務費、支出済額1,561万6,343円、主なものは要介護認定に係る審査会負担金、主治医意見書作成料でございます。2款保険給付費、支出済額28億1,227万3,796円、これは介護保険給付に係る費用でございます。3款地域支援事業費、支出済額7,448万3,396円、これは地域支援事業の実施に係る費用でございます。4款保健福祉事業費、支出済額391万5,930円、これは保健福祉事業の実施に係る費用でございます。5款基金積立金、支出済額2,407万4,652円、これは介護保険介護給付費準備基金の積立てでございます。6款公債費の支出はございません。7款諸支出金、支出済額7,667万5,878円、主なものは過年度分の国県支出金の返還金及び町村負担金の返還に伴う一般会計への繰出金でございます。8款予備費の支出はございません。歳出合計といたしまして、予算額31億3,556万円に対し、支出済額30億703万9,995円、不用額は1億2,852万5円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算及び令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきましては、決算監査の意見書が提出されておりますので、監査の結果について、監査委員の報告を求めます。

仲田代表監査委員、よろしくお願いたします。前の演壇席でお願いたします。

○監査委員（仲田 和男君） 監査委員の仲田でございます。令和3年度南部箕蚊屋広域連合歳入歳出につきまして、審査報告を行います。お手元の審査意見書をお願いたします。

1ページをお願いたします。第1、審査の概要でございます。審査の期間及び場所につきましては、令和4年7月8日、南部町監査室におきまして、前田委員と監査を実施いたしました。審査の対象は、記載の諸帳簿でございます。審査の概要につきましては、1から4の諸点につきまして、事務局の説明を受け、監査を実施いたしました。審査のため説明を求めました部局は、南部箕蚊屋広域連合事務局でございます。

第2、審査の結果でございます。審査計数の状況、審査に付された令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計及び介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書について、計数は正確で誤りは認められず、関係諸帳簿及び証拠書類と合致していると認めました。また、予算の執行は適切で、収入、支出、財産管理の事務は適切に行われていることを認めたところでございます。

2ページをお願いたします。2、決算の概要につきましては、事務局より説明がなされますので、省略をいたします。

3ページをお願いたします。第3、審査意見でございます。令和3年度の介護保険の運営状

況は、介護給付費の支出額が事業計画値に対して95.9%、保険料収入額は101.2%でございます。介護給付費が計画値に対して若干低めではありますが、第8期介護保険事業計画の初年度に当たりますので、今後介護給付費の伸びを見込んでいることから、おおむね計画どおりの実績と考えております。

保険料の収納状況につきましては、現年度分及び滞納繰越分の収納率が、前年度からいずれも上昇しておりました。特に滞納繰越分の収納率につきましては、前年度に対し9.6%と大きく上昇しておりました。努力の成果が表れているところだと思います。保険料の収納の確保は、制度の運営及び公平性の観点からも非常に重要であります。構成町村と連携を図りながら、引き続き収納率の向上に努めていただきたいと思います。

介護給付費につきましては、令和4年度の認知症グループホームの新規指定、また、令和5年度には、介護医療院の増床が計画され、今後増加する見込みであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者の心身の機能低下が懸念されており、介護サービスの需要が高まってくることが予想されることから、構成町村及び関係機関との連携強化を図り、適正な介護保険の運営に努めていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、事務局長、残りの議案の説明をお願いします。

○事務局長（中原 孝訓君） そうしましたら、議案第9号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金でございます。64万8,000円を増額し、64万9,000円とするものです。これは介護保険システム改修に係る補助金でございます。4款繰入金、1項特別会計繰入金、1目介護保険事業特別会計繰入金でございます。1,912万円を増額し、1,912万1,000円とするものでございます。これは前年度実績に伴う町村負担金の返還金に充てるための介護保険事業特別会計からの繰入金でございます。5款繰越金でございます。479万2,000円を増額し、479万3,000円とするものです。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、5ページ、歳出でございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。2,453万5,000円を増額し、8,489万8,000円とするものです。これは介護保険システム改修委託料及び過年度分の町村負担金の返還金の増額でございます。3款民生費、1項社会福祉費、1目高齢者福祉費でございます。12万8,000円を増額し、4億6,262万9,000円とするものです。これは主に低所得者利用者負担金軽減対策事業に係る補助金の返還金の増額でございます。4款予備費でございます。10万3,000円を減額し、42万2,000

円とするものです。これは歳入歳出差額調整による減額でございます。以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第10号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明いたします。8款繰越金でございます。1億5,814万5,000円を増額し、1億5,815万円とするものでございます。これは前年度の繰越金でございます。

続きまして、歳出でございます。5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございます。6,476万7,000円を増額し、6,478万4,000円とするものです。これは前年度実績に伴う保険料余剰分の積立てでございます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金でございます。7,425万8,000円を増額し、7,426万1,000円とするものです。これは前年度実績に伴う国県負担金等の返還金でございます。7款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金でございます。1,912万円を増額し、1,912万1,000円とするものです。これは前年度実績に伴う町村負担金等の返還金に充てるための一般会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。なお、執行部より説明いただいた議案につきましては、この後、総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別的な質疑につきましては、総務民生常任委員会において行っていただきますようお願いを申し上げます。

それでは、まず、議案第6号から専決処分の承認を求めることにつきまして、総括的な質疑がございます方は挙手の上、御発言ください。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の専決処分は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少が見込まれた場合等における保険料の減免を引き続きするという内容です。この今回の資料の中に、どこでしたっけ、資料5の6ページに、令和3年度として、この対象になったのが減免実施者が1名だったというふうに書いてあるわけです。そこで連合長にお聞きしておきたいのですが、こういうふうな制度をつくって減免実施者が1人、減免額6万9,600円、それで非常にこれ国庫からも苦しい、利用することが利用者にとっても助かるわけなんですけども、このコロナ感染症の影響により収入が減少する1号保険者での利用が1人という、この数字をどう受

け止められますか。私は、少ないのかなあと思ってるわけですよ。いい制度をつくっても、それをしっかりと伝えていったりすることが大事だと思うんですけども、65歳以上は年金暮らしが多いので、いわゆる収入の減少っていうのがなかなか見れなかったというふうに見るべきなのか、周知が足りなかったのか、もっと困っている人がいるのではないかなというふうに感じるんですけども、今回専決でするに当たって、その辺の体制について、どのように連合長お考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。まだコロナ禍の中にあって、詳細について、検証とか、そういうものについては、また今後になると思っています。私もこの広域でやって1件というのは少し少ないという具合には思いますけれども、この辺りのところについては、いろいろな多角的な方面から検証し、さらには今回延長になるわけですから、それについてできるだけの対応をしていきたいと、このように思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長もおっしゃったように、制度は制度としてあって、それを伸ばしていくのですから、使える方がいれば、それを使うことが、いわゆる暮らし応援にもなるし、滞納を生み出さないことにもなっていくわけですよ。そういう意味でいえば、今、副連合長もおられるので、3町村でお話をして、この周知徹底をしていただきたいということを求めておきたいと思います。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 答弁はよろしいですか。

○議員（8番 真壁 容子君） はい、結構です。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに御質疑のあります方は、御発言くださいますように。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、これ以上質疑はなしと認め、議案第6号に関する質疑は終了いたします。

次に、議案第7号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、総括的な質疑のございます方は御発言ください。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 一般会計の決算ですけども、ここで説明を受けておりますのは、大きい金額として地域包括支援センター職員の給与等負担金の減少によると、これが派遣から変えられたってことなんですけど、恐らくきっと予算のときにもお聞きしているんだと思いますが、

連合長等にお聞きしたいのは、この地域包括支援センターの派遣等をやめて、変えてきたというのは、これは理由ってというのは何だったんでしょうかということです。それと、そこですね、1つは、予算削減のためなんですか。そうではなかったですよ。その説明をちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長、答弁。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。地域包括支援センターの町村の職員を、今まで派遣としておりましたが、令和3年度から兼務という形に変えております。その関係で、広域連合で町村から負担金を頂いて、町村のほうに、人件費の負担金を払うように予算を組んでおりましたが、兼務にすることで、地域包括支援センターの柔軟な人員体制を可能にするというところを目的としまして、派遣ではなくて兼務という形で実施しております。実際、令和3年度に地域包括支援センターのほうで、町村の認知症地域支援推進員でありますとか、生活支援コーディネーターといった、包括により関わりの強い職員を包括支援センターの職員に兼務で配置したり、あと、保健師を派遣だとなかなか専任ということになりますので、出せなかった職員につきまして、兼務で追加で配置するというような体制が可能になるということで、見直しのほうを実施しております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） そのように当初説明を聞いたわけですよ。そこでお聞きしたいのは、派遣ではなくて兼務になるということは、町村の職員の仕事をしながら地域包括の仕事するっていうことになるわけですよ。そういうことになるわけですよ。これまでは派遣していたんですけども、今度兼務になった場合には、仕事量はどうだったのか、それと町村を運営していく自治体の長としては、こういうふうに兼務でできるということは、今まで兼務でできたものを派遣としていたのか、それとも仕事量の変化、それについてどうなのか。かえってその担当の人たちが仕事増えているのではないかと、普通考えたらそう見るわけですよ。それがもしかしたらそこに負担がかかっているのかも分からない。そういう点について、どう考えているのか、連合長の意見を聞きたいんですよ。人事配置の件として、仕事しっかりと考えるのであれば、ちゃんと人を配置すべきではないかと思うんですけども、これ見る限りでは、予算削減のためなんかなってふうに思ってしまったんですけども、その点はどうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。それぞれの町村によって事情はいろいろあるかもしれませんが、共通しているのは保健師さんの業務ではないかと思っています。保健師さんが潤

沢に事務をできる体制を取るとというのが一番いいんでしょうけれども、この広域連合は、町村の各事務と非常に関連が深い。したがって、広域連合だけの包括事務だけではなくて、体一つを分けるにはなかなかそれは難しいことかもしれませんけれども、完全に広域連合の業務を1人役するよりも、具体的には2つの仕事をうまく調整し合いながらやったほうが効果が上がるということとを、これまでの広域連合の運営の中で私たちが学んだことでございまして、それを形式上通るようにしたということでございます。効果が上がってるという具合に聞いております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） それは地域包括ケアが推進されたときに広域連合で問題になったのは、地域包括支援センター等っていうのは、市町村の仕事が主になってくるから、なかなか広域連合では難しいのではないかっていうことも指摘させてもらってきた経過があると思うんですよ。そういう意味で、連合長の言う2つを一緒にしたほうがいいっていうのは、それは分かるんですよ。ただ、仕事量は増えてるんじゃないかって言ってるんですよ。そうじゃなくってもできた内容であればいいですけども、そこで仕事量が増えてるのであれば、それを増やしてやらないといけないのではないかと思うんです。町の仕事から見たら、兼務するということは、兼務する時間の町の仕事の量が減るっていうことになりますからね。その辺から見て、調整ができていくということであれば、そういうふうに兼務されてる方々の仕事量がどうなっているのかっていうことを委員会等で説明することができますか。その辺の配慮も要るのではないかと思うんですけど、どうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。地域包括支援センターの職員の配置のやり方について、派遣から兼務っていう形には変えましたが、既存の職員といいますか、地域包括支援センターに必要な職員の人員体制については、以前と変わっておりませんで、地域包括支援センターに専任で配置している職員は、引き続き包括支援センターの職として業務に当たっておりまして、それにプラスアルファ町村の業務に当たっていた保健師等を追加で配置する、柔軟な体制が可能ということで、人員体制としては、より充実した格好になっているというふうに認識しております。

○議長（勝部 俊徳君） じゃ、以上で質疑は3回で終結ということですので……。

○議員（8番 真壁 容子君） 3回ですか。

○議長（勝部 俊徳君） 御理解いただきたいと存じます。

○議員（8番 真壁 容子君） 3回しちゃったか、はい。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに議員の方で御質疑のある方は、挙手の上、御発言。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 1点だけ教えてください。コロナ関係なんですけど、コロナが令和2年、3年、4年と続いておりますが、サービス全体で見ますと、訪問系が増えて、もちろん通所リハと通所介護サービスは減るんだなあとは思ってましたけども、それで老健が何で減ったのかなあと思ったら、介護医療院に行ったというように書いてありまして、なるほどと見ましたが、このコロナの対応、コロナの関係で通所リハ、通所サービス、それと訪問系が減った、増えたとの関係は、今回は顕著に現れておりますか。

○議長（勝部 俊徳君） 暫時休憩します。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○議長（勝部 俊徳君） 再開します。

中原事務局長、答弁。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。給付サービスの状況につきましては、特別会計の決算の説明のところでさせていただきたいと思います。

○議長（勝部 俊徳君） ほかにございませんか。大丈夫ですか、ほかに議員のほうで御質疑のある方、挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、ないようですので、御質疑は、この議案第7号につきましては、以上でなしと認め、質疑は終結いたします。

次に、議案第8号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、総括的な質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） さっき質問したのが、ごめんなさい、特別会計だった。この辺の流れがちょっと分からなくて、それだけを教えてください。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長、答弁。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。新型コロナウイルスの影響につきましては、令和3年度は、サービスの量についても影響が出てきているような形になってきてありまして、通所系のサービスがやはり下がっております。その分通所系のサービスから訪問サービスに切り替える

方が増加したということが予測されまして、訪問系のサービスについて、介護給付もそうですし、総合事業のほうもやはり通所が下がって訪問系が増えているという状況にあります。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、ほかに、議員の方で御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和3年度の特別会計の決算です。質問したいことが4点あります。いずれも委員会のほうでは事務局に聞きますので、連合長の答弁をよろしくお願いいたします。

1つは、特定入所の問題です。どこで話をさせてもらったら分かりやすいかといいますと、この説明資料の資料5の16ページに、いわゆる特定入所介護サービス費が、決算で1,807万の減額になっています。これ決算ですよ。それと前年度と比べた場合、こちらのほうが分かりやすいかと思うんですけども、資料1の3ページでしたね、参考資料1の3ページに介護給付の状況で、特定入所介護サービス費が前年度に比べて人数も減って、金額も減って、83%になっているという結果が出てるわけですよ。この前年度に比べて減ったというのは、これは制度が変わったものになりますよね、なるんですね。ここで数字をこちらではじき出してみたら、1年間で141人、金額にして1,795万ですね。これはどういうことかということ、いわゆる特定入所から所得を見られて外された人の数と、そこで負担していた1,800万ぐらいが、この保険で払うのではなくって、個人負担になってきたということになるわけですよ。これをどう見るかですよ。金があるからいいのではないかというふうに、所得の関係だから仕方がないというんですけども、今後介護保険が利用しやすくしていこうってことに国が考えたら、維持、強化なんて言ったら、これを広げてくる可能性って大いにあると私は考えてるわけですよ。このことが実際として数字に表れた場合、連合長、こういうふうに1,800万近くが負担増になっているんだということについて、どのようにお考えなのかをお聞きしたい。

2点目は、今回令和3年度であったように保健福祉事業ですよ。これは令和3年度新しくできたのではないかと思うんですよ。その資料が、これも資料5の19ページに、このほうが分かりやすいんですけども、今回保健福祉事業として新たに始めることになったわけですよ。中身は、このお金は、どのお金を、インセンティブにお金充ててるのかなと思ったりするんですけども、連合長、介護保険制度の中で保健福祉事業に取り組んでください。保健福祉って各市町村の自治体の独自の仕事になってくるわけですよ。広域連合の保険をするという保険者であるところが、



こんなふうに保険料等を使って保健福祉事業とか、そういうことをするためにお金を使っていくってということについて、どんなふうに考えられますか。本来やるべきことを保険で共助って言うてるわけですよね。この制度、互助でしたっけ、公助と言わないんですよ。だとすれば、その集めているお金はあくまでも保険サービスに使うべきであって、こんなふうに保健福祉事業どうのこうのってやってきたら、今度の地域共生で、また違う名前変えて、こういう事業増えかねないんですよ。その点について、どのようにお考えかということ。

それと関連するんですけど、一般介護予防事業っていうのがあるんですよ。ありましたよね、それも。それもお金を出して自分とこの各市町村でやりなさいよと、こういうふうに言っているんですよ。ここでちょっと委員会じゃなくて、連合長、副連合長おるんで聞きたい。一般介護予防では、委託費が伯耆町はゼロになってるわけですよね。この考え方ですよ。伯耆町がゼロになっている、それは各町村によって考え方が違うということですか。その辺ちょっと知りたかったんです。どういう考えでそういうことをしてるのかっていうことを知りたいということが3つ目です。

4つ目は、これは今回参考資料に配っていただきました所得段階別の受給者を見たら、これ毎回言いますが、連合長、よく介護保険制度が始まってから、介護の必要性と所得というのは、相関関係があるってことで、よく学者とかが言われてましたよね。やっぱり数字が出ているのかなと思うのは、所得段階の1位の方なんか48%になるわけですよね。どうしても所得の低い方々が、介護保険を利用するということの機会が率が高くなっていくという現状が今後も続いていくと思うんですよ。そのときに保険料等が上がる中で、どういう対策が必要だというふうに考えられますか。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長、一括でお願いします。

○広域連合長（陶山 清孝君） 4点御質問いただきました。足りないところがありましたら、ちょっとまた補強しますので言ってやってください。

特定入者の負担増のことを一番、まず、お答えしてまいります。確かに制度が変わったがために、負担が増えたという具合に思っています。これはやはり皆さんとここで御議論して介護保険を今後どう維持し伸ばしていくのか、せっかくつくった共助の制度、これまではその保険制度がなかった時代が2000年まであったわけですし、この皆さんとつくったこの共助のシステムを次の時代にも引き継ぐためには、やはり一定の御負担ができる方には負担をいただくと、これは致し方ないではないかと、このように思っています。

それから2つ目は、先ほど言いました保険の共助が地域包括ケアという名の下で、本来は自治

体がすべきことをこの保険料でやってるのではないかと御指摘ではないかと思えます。しかし、地域福祉、地域包括ケアとして、私たちが求めるものの中のほんのごく一部に介護保険制度というのがあると思っています。私たちが当たり前にやっている自助であったり、共助であったり、そういう1つの互助であったり、いわゆる家族の支えであったり、親戚の支えであったり、それから御近所同士の支え合い、そういうところがどうしてもつながりが弱く、希薄になってるところから、さらに進めていかなくちゃいけないというところに私たちの悩みがあるわけだと思っています。そういう意味で、その足りないところを介護保険の制度の総合事業として補強していくということについては、これはいささかもおかしな点ではないと思っています。全ては、この介護保険、最後に結末は要介護になったときに、私たちはその制度が残っているということが大事なわけですし、そのための考え方、システムだという具合に思っています。

それから、これも同じでしょうけれども、一般介護予防事業についてございました。これについては、後ほど事務局長のほうから説明をさせます。委託料がどうなのかという点については、私もここで数字的なものがまだよく分かりませんので、事務局長のほうから答弁をさせます。

それから、所得別のことだったですね、4点目は、所得別にいわゆる所得が低い方が要支援の重度化になる恐れがあるということを指摘されてるけれども、どうなのかということだと思えます。先ほど議員がおっしゃられた専門家のほうで、そのような指摘があるということも聞いたことがございますけれども、ここのその数字の中では、母集団の数が一つ一つ違いますんで、中は十分点検しなければなかなか分かり得ないことだろうと思っていますが、一定のそのような関連性はあるという具合に言われていますので、この中にもそういう事情を持った方がおられるという具合に思えます。そういう方たちもきちんと介護が受けられて、自分たちの住み慣れた地域の中で安心して自分の人生を全うできると、そういう社会を目指すためにも、先ほど1番、2番、3番で申し上げましたとおり、介護保険がきちんと機能し続ける、そのためにはもちろん国も、考え方の中で、補助金であったり、そういうものの支援はこれまでも私どもが要望してきていますけれども、制度というのは、常にその構成の中で変化し続ける必要があると思っています。そういうことを考えれば、一定の今の介護保険の負担と給付の関係というものは、常に見直されながら、今後の第9期に向かっていこうという具合に想定しております。その過程の中のこの現象だろうという具合に思っていますので、私としては、現在のこの制度を少しでも安定して長もちさせなければ致し方ないという具合に考えています。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長、残り説明。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。一般介護予防事業の委託料について説明をさせてい

たきます。こちらについては、議案説明資料の資料1参考資料1の11ページを御覧いただくのが一番分かりやすいと思いますので、お聞きいただけますでしょうか。こちらに下のところに参考、構成町村別の事業費の状況というのがございます。こちらに総合事業の事業費について表にまとめてありますが、介護予防・生活支援サービス事業費と一般介護予防事業費のそれぞれの構成町村ごとの内訳になります。この2つの事業を合わせて総合事業というふうに言いますが、この総合事業が国が定める上限枠の中で、保険者は事業を実施していかないといけないということで、介護保険のほうで決まっております、その上限枠に基づいて、構成町村ごとに高齢者人口割で配分を決めて、その事業費の中で各町村で事業を実施していただいているというような実態がございます。伯耆町の委託料がゼロ円といいますのは、サービス事業費のほう、介護予防・生活支援サービス事業、いわゆる訪問型、通所型サービスのほうが伸びているために委託料のほうに回すお金がなくなったということでゼロ円というふうになっているということでございます。10ページから11ページにかけて、構成町村でやっていただいております介護予防、健康増進の取組について載せております。委託料がゼロの場合も、こういった取組がされているかというのを載せておまして、構成町村変わらず、こういった介護予防に取組に力を入れていただいているということでございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほどの中身については、詳しいことはまた委員会で聞くんですけど、今連合長と副連合長いらっしゃるので、その場でお聞きしたいと思うんです。

おっしゃるように11ページに書いてある、特に伯耆町の場合見たら、介護予防・生活支援サービス事業費っていうのは、この上の10ページの2つ目の表ですよ。ここでお金が要っちゃってるから下にお金が回らなかったのだと、こういうふうに言ってるわけですよ。以前は、この介護予防・生活支援サービス事業っていうのは、保険給付の中でやってたわけですよ。ということは、それだけ事業費が多くなったらほかの一般介護予防事業に回せることにならなかったということになったら、これは伯耆町だけで見た場合でも後退してるやないですか。これは伯耆町がいけないというのではなくって、制度の中でこういうふうな仕組みになってきたら、町村負担が大きくなってくるといえるのは、もう目に見えていることですよ。それだけでできないんだから持ち出しするしかないってことになってくるわけですよ。そういう現状をどう考えてるかというのを連合長に聞きたいんですよ。仕方がないと言いながら、結局は介護保険でやりますよって、介護保険制度で決めておいて、できん分は市町村に持たせてるという、これ現状じゃないですか。それを改善する方向の声を上げていかないといけないのではないかっていうのを思

うわけですよ。それと同時に、次に始まる12ページの出る、同じところ、保健福祉事業の実施状況も書いてあるんですね。これも見た場合は、南部町と伯耆町は委託料だけでやっている。日吉津村は委託料だけでは足りないの、総事業費ということは、ほかの何らかの形でお金持ち出してるわけですよ。ということは、保険者である広域連合が、この介護保険ではこう決まりました、やりましょうと言っても、実際はお金足りなくて町村が負担していると、こういうふうを受け止められるということですね、それでよろしいんですか。各連合長、副連合長。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。介護保険制度が解約されてるということなんだろうなと思います。しかし、2000年に介護保険がスタートして、そのときに議論の中で、介護予防だとか、そういう概念の中で、果たしてやるべきかどうかっていったところの議論は、私、あったと思っています。本来の本丸の本当に困った人のところを支えるのを保険事業とするべきだという意見も強く言われたと思っています。しかし、その中で制度をスタートするに当たっては、できるだけ幅広く、これまで措置だった福祉を幅広くやっていくべきだという御意見もあって、一部の反対を押し切って、介護予防と要支援制度についても介護保険の対象にしたという歴史があるということは、皆さんも御存じのとおりだと思ってます。しかし、それから数十年たって、やはり御存じのとおり、高齢化率もすごいスピードで上がってきています。さらには、一人一人の人生の長さという、人生100年時代と言われるような現状にもなってきています。私たちは、その状況に対して、先ほど申しましたように、どうやって介護保険制度を維持していくのかってことに視点を置けば、不十分な点もあるかもしれませんが、今言われた、負担ばかりじゃないかということもあることは十分理解していますけれども、これはひとつ、この制度を維持し、そして足りない部分をどうやって地域の力の中で支え合っていくのか。全てはその地域のため、そして一人一人の暮らし、生活、安心安全で一人一人の人生を謳歌する、一人一人のためにつながっていくという具合に思わなくてはいけないんじゃないかと思っています。人生長くなってますんで、間違いなくその利益は、お一人お一人に返ってきていくと思っています。国のほうも交付税措置だとか、そういうことで一生懸命やっていますし、私ども町村会としましても、介護保険の制度の充実、さらには、交付税措置に対する充実を常に求めていってるところでございます。介護保険だけを抜いて見るのではなく、トータルで考えれば、これは今私たちの中では、一つ課題はあるけれども一定の成果は出てるという具合に私は認識しています。

○議長（勝部 俊徳君） 大丈夫ですか。

○議員（8番 真壁 容子君） はい。

○議長（勝部 俊徳君） いいですか。

○議員（8番 真壁 容子君） はい。

○議長（勝部 俊徳君） ほかに質疑のある議員は、御発言くださいますように。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、議案第8号につきましては、質疑なしと認め、以上で質疑は  
終結いたします。

それでは、議案第9号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第1号）につ  
きまして、総括的な質疑を求めます。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、以上で議案第9号につきましては質疑を終結いたしま  
す。

続きまして、議案第10号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算  
（第1号）につきまして、総括的な質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、以上で質疑は終結いたします。

お諮りいたします。議案第6号、専決処分の承認を求めることについてから議案第10号、令  
和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）までにつきましては、会  
議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務民生  
常任委員会へ付託したいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生  
常任委員会に付託いたします。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

午後 1時59分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本会議を再開いたします。

まず、初めに、議案第7号に関しまして、事務局から一般会計の決算認定議案におきまして、  
不用額の説明内容に関しまして、修正の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。第7号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出の決算の認定につきまして、不用額の説明を訂正させていただきます。

不用額を479万3,608円と説明いたしましたが、正しくは565万186円の誤りですので訂正させていただきます。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 以上で説明は終わりました。

---

#### 日程第9 広域連合行政に対する一般質問

○議長（勝部 俊徳君） それでは、一般質問に入ります。

それでは、質問の通告に従いまして、8番、真壁容子議員の質問を許します。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ただいまより一般質問をいたします。答弁をよろしく願いいたします。

まず、第1点目、介護現場でのコロナ対策について、介護施設等の現状と支援策を問います。第七波の新型コロナウイルス感染の爆発的拡大が続いています。8月24日に開催された厚労省の第96回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードには、直近の感染状況の評価等の感染状況等の概要の中では、全国の新規感染者数は、直近の1週間では10万人当たり約1,250人と、これまでの最高値を上回り、最も高い感染レベルが継続してるとしています。その中で、高齢者施設における集団感染の急増と病床の逼迫により、実質的に施設内療養者が増加していると、介護の現場でも施設内療養が増加するとともに、療養者及び従事者の感染の増加により、厳しい状況が続いていると、このように分析しています。そして必要な対策として、高齢者施設等への従事者への頻回調査、週二、三回は必要だとのこと。2つ目、利用者への節目の検査を推奨する。3つ目は、医療支援のさらなる強化。4つ目に優先入院等を上げています。この立場から広域管内の高齢者施設の現状と支援策を問います。

第2点目、介護職員の待遇改善についてです。待遇改善の実態と10月以降の対応をどう把握しているかを問います。さきの2月議会で同趣旨の質問をしました。昨年11月に閣議決定された経済対策の一環として実施されている2月からの賃金引上げですが、管内事業所での取組状況は、どうなっているのでしょうか。また、賃金引上げ分の国庫補助は今年9月までとなっていることから、10月からの財源措置については、介護報酬などの引上げで行うと説明されていますが、どうなると把握していますか。この件による利用者負担増はあるのか、この件について問います。

第3点目、未利用者の状況把握について問います。この件も前回は質問しました。介護保険の

要介護認定者と受給者の所得段階別の数字が前回資料で出されてきました。令和3年3月時点のものですが、高齢者数9,164人に対し認定者数1,648人で、認定率が18%。その認定者1,648人に対し受給実人数が1,276人、受給率77.4%、未利用者は358人という数字が出ていました。令和元年の在宅介護実態調査では、対象者570人中、回答が94.9%で、介護サービス未利用者が56人、約1割の数が出ています。なぜ、未利用者の調査が必要なのかですが、介護保険制度は、負担が大きい割に使おうとすると非常にハードルが高い制度だと言えます。まず、介護保険料を負担していなければならない、希望しても認定されないと使えない、使うには利用料が要る、こういう制度です。この中で、認定をクリアしてきているのに使わない理由は何なのか、前回の資料で、その理由を上げていましたが、保険者が一番留意しないといけないのは、それに見合ったサービスが提供できているのか、と同時に、経済的な理由で未利用になっていることがないのかの把握と、その対策が求められるのではないのでしょうか。この間のこの年の調査でも、利用料を払うのが難しいと答える方も数字として上がっていました。今回の調査は、どこまで進んでいるのでしょうか。連合長として、実際このようなケースがある中で、このような方にサービスを提供するのに、どのような対策が必要だと考えられるのでしょうか、お答えください。

第4点目、地域包括ケアシステムについてです。介護保険制度から見て、地域包括ケアシステムとは、どういう役割を果たすものと考えているのかを連合長のお考えをお聞きしたいと思います。広域連合の第8期介護保険事業計画の計画策定では、その趣旨を介護保険制度では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年、2025年を見据えて高齢者が住み慣れた地域で、可能な限り自立した生活ができるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を一体的に提供する地域包括システムの進化・推進を図ってきたと述べています。そしてそれを受けた基本方針では、第一に地域包括ケアシステムの充実を上げ、地域包括ケアシステムは、地域づくり、まちづくりと密接な関係を持っています。地域共生社会の実現を目指して、構成町村が主体性を持って、地域の多様な主体の連携や住民相互の支え合い等により、地域の実情に応じた地域包括システムの充実に取り組むと記されています。この中で、地域包括ケアシステムの構築に当たり、介護保険制度は、どのような役割を果たすと考えているのかを町長にお聞きいたします。

5点目、介護保険料についてです。年金削減、物価高騰等で高齢者の暮らしも大変な中、公費負担の軽減は必至だと考えます。対策を求めて質問します。

コロナ禍、ロシアのウクライナ侵略、アベノミクスの失敗で、国民の暮らしは非常に大変です。8月20日付の日本海新聞では、県の統計課が鳥取市の7月の消費者物価指数を発表したことを報じていました。総合指数では、101.7で前年同月を2.6%上回ったとし、前年同月を上回る

のは9か月連続、2%を超えるのは4か月連続、電気代8.4%、ガス代17.1%上昇したほか、菓子類やレトルトカレーなどの調理用品、食用油なども大きく上昇と報じています。各自治体は公共料金の引下げなどを行って対応してきていますが、今後の改善の兆しが見えない中、身近な自治体が行う公共料金の引下げこそあれ、引上げは何としても避けなければならないと考えるものです。

第8期の広域連合介護保険料は、年基準額で6万9,600円、月額にして5,804円、それぞれ第7期より、年で1,400円、月で113円の僅かでしたが、引き下がった保険料でした。が同時に令和7年度を見て、年基準額が8万900円、今より年にして1万1,300円、月額で6,748円、月にして994円も高くなる推計を同時に公表してきています。来期の保険料引上げを避けるための早期の対策が求められます。国に対し、抜本的な国庫金の増額を求めていくべきと考えます。連合長の考えをお聞きいたします。

以上の5点を質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長、答弁。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の一般質問にお答えしてまいります。

まず、介護現場でのコロナ対策についての御質問でございます。本広域連合では、令和4年4月から管内の介護サービスの事業所において、コロナの陽性者等が確認された場合、感染及び休業等の状況を事務局に報告いただくようにしております。また、報告いただいた内容は、構成町村の担当課及び各地域包括支援センターと情報共有し、必要に応じて支援を行える体制を取っております。事業所からの報告の状況を支援策と併せて、後ほど事務局長から答弁をさせます。

次に、介護職員の処遇改善についての御質問をいただきました。処遇改善の実態については、処遇改善加算等の取得状況や介護職員処遇改善支援補助金の申請状況を把握しておりますので、10月以降の対策と併せて、後ほどこれも事務局長から答弁をさせます。

次に、未利用者の状況把握でございます。こちらについては、本年度第9期介護保険事業計画の策定に向けた、在宅介護実態調査及び広域連合独自で実施します未利用者調査により実態把握を行う予定でございます。調査の時期については、令和4年10月頃から実施するよう準備を進めているところでございます。調査の結果については、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果と併せて、令和5年8月定例会で報告させていただく予定でございます。

次に、地域包括ケアシステムについての御質問を頂戴しました。介護保険制度において、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生



活支援が包括的に確保される体制である地域包括ケアシステムの構築を図ってきたところでございます。本広域連合においても、地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じ、在宅医療、介護連携の推進、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置等の認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実強化等に取り組んでおります。今後、高齢者の独居世帯や、夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況は、大きく変化してまいります。高齢者一人一人の生活環境も多様化する中、地域で高齢者の生活を支えていくためには、介護サービスの確保のみにとどまらず、必要なサービスの支援が途切れることがなく包括的に提供される地域包括ケアシステムの構築、深化と推進が重要と考えています。また、昨今、制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域とともに生きていく地域共生社会の実現が課題となっております。地域包括ケアシステムは、この地域共生社会の実現に向けた、中核的な基盤となり得るものと、このように考えております。

最後に、介護保険料についての御質問でございます。総人口が減少に転じていく中、高齢者の占める割合は増加し、介護需要の増大に伴い、介護保険料の上昇が課題となっております。介護が必要な高齢者の生活を支えていくため、必要なサービスの量と質を確保していくことが重要となりますが、給付費が増加すれば、当然、その分負担が発生してまいります。保険者は給付の適正化や介護予防、重度化防止の取組など、給付費を抑える努力が必要となりますが、保険料上昇は全国的な課題でありますので、財源構成の見直しなど、国に対して要望を今後ともしてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長、答弁。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長でございます。まずは、事業所からの報告を基に、令和4年4月以降の介護サービス事業所におけるコロナの状況について報告させていただきます。コロナの陽性者の確認及び休業等の状況でございますが、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所等を除く、管内42事業所のうち、利用者の陽性確認された事業所は18事業所、職員の陽性が確認された事業所は19事業所、陽性者等の確認に伴い、臨時休業された事業所は17事業所でございます。陽性者が確認された事業所は保健所の指示の下、疫学調査への協力をを行い、必要に応じて休業等を実施されます。施設及び居住向けのサービスは、居室を分け、ゾーニングで対応されるため休業は行いませんが、通所及び訪問系のサービスは、多くの事業所で消毒作業

やPCR検査等による感染状況の把握に必要な期間休業されました。職員やその家族の陽性に伴い、人員体制が整わず休業されるケースも見受けられました。休業中であっても、介護が必要な利用者に対しては代替サービスが必要となるため、当該事業所だけでなく、ケアマネジャーはサービス調整に大変苦労されておられます。介護施設からの聞き取りでは、体温計やパルスオキシメーター等の不足、防護服やアルコール消毒液の調達、廃棄物の処理等に対して不安を上げておられます。

続いて、支援策についての御説明をいたします。国や県においては、感染予防や感染時対応について、マニュアルの整備、オンライン研修や動画配信等を行い、介護施設等の対応強化を図っておられます。また、県では介護職員を対象としたPCR検査等に対する助成等を実施しておられます。構成町村においては、それぞれの町村ごとに支援策は異なりますが、衛生資材や抗原検査等の支援を実施しておられます。また、各地域包括支援センターでは、事業所やケアマネジャーからの相談に対して助言等を行っております。広域連合では、事業所から陽性者等の報告を受けた際に、必要に応じて相談窓口の紹介など、初期対応に関する助言を行っております。また、コロナ禍における人員体制や報酬算定等の臨時的な取扱いについて、事業所へ相談支援を行っております。

次に、介護職員の処遇改善の実態でございます。介護報酬の処遇改善加算、または特定処遇改善加算の令和4年度の取得状況でございますが、管内の介護サービス事業所のうち、加算対象となる事業所は38事業所でございます。そのうち、処遇改善加算の取得は33事業所、特定処遇改善加算の取得は12事業所でございます。令和3年2月から同年9月までの賃金引上げ分を対象とする介護職員処遇改善支援補助金の申請件数でございますが、こちらは23事業所でございます。

続いて、10月以降の対策でございます。先ほど申請件数を申し上げました介護職員処遇改善支援補助金が、10月から介護報酬に切り替わり、介護職員等ベースアップ等支援加算となります。この加算は、補助金と同様の措置を継続するものでございます。加算額を介護職員1人当たり月平均9,000円の賃金引上げに相当する額とし、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の加算率を介護報酬に乗じる形で単位数を算出することになっております。加算額の3分の2は介護職員等のベースアップ等に使用することになっており、既存の処遇改善加算を取得している事業所が対象となります。加算の取得に当たっては、処遇改善計画等を都道府県等に提出する必要があります。現在、本広域連合において、介護職員等ベースアップ等支援加算を取得する事業所のうち、施設以外のサービスについて計画書等の受付を行っております。

受付に当たっては、事業所に対し、賃金改善の計画書等の記載方法等について支援を行っております。また、補助金の交付を受けておられるにもかかわらず、加算の届出がない事業所については、加算取得の意向を確認するようにしております。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 第1点目のコロナ対策です。中身については数字等を明らかにしてもらいましたので分かりましたが、例えば42事業所の中で、利用者で18事業所、職員で19事業所、休業されたのが17事業所、結構少ないことないですね。この数字見て、あっ、結構な数があったんだなというふうに思いましたが、その中で出てきた中で、私たちも直接聞いておりますのは、最初のコロナの頃には衛生資材というのが県や町村から支給されたんだけど、あのような規模での支援は今のところないんだというふうな話もされていたんです。そういう意味でいえば、そういうことが求められているのかなと思いますが、それについての、例えば現場からの声と、広域連合どうしてるのかっていうの聞きたいと同時に、先ほど国のアドバイザーボードでありましたように、高齢者施設における集団感染は今後も続くのではないかってことが言われているわけなんですけども、そこで必要な対策として、高齢者施設等への従事者への頻回調査が要るのだと、週二、三回ですね。これ、従事者ですね。もうこれが決定的に大事だというふうに言われてるわけですね。その点について把握してるかどうかということと、この点についての支援策っていうのを考えてるのかってこと。

あと、2つ目には、利用者への節目の検査ですよ。いろいろと感染が出てるところもあるんですけども、そこについても検査推奨すると同時に、利用者への節目で何回か、このときにやろうっていうようなことについて、そういうことを事業所に行ってもらって、それを推進していくために支援していくっていうようなことは考えられないのかという点について、いかがでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長、答弁。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。衛生資材等の支援につきましては、確かにコロナが出てきたときにはマスクが不足したりですとか、アルコール消毒が不足したりということで、手に入れたくても入ってこないという状況がございました。そのときに備蓄分を配付を行ったり、購入ができるようになってきましたら、購入した費用について助成をするという県の事業も実施しておられまして、実際に今年の3月末、いわゆる前年度末までは県のほうもそういった資材の助成等、実施をしておられました。状況が変わりまして、現状としてはそういった資材が手に入るようになってまいりましたので、そういったようなところではなく、職員のPCR検査の実施

ですとか、そういったところに支援が移行していつているかというふうに感じております。あと、事業所からの聞き取りの状況で話をさせていただきますと、例えばコロナが発生したときに消毒の、人材の不足とか、衛生資材がなくて困っているというところは、リアルタイムでは実際のところ聞こえてきませんでした。追加で聞き取りをしたときに、介護施設において、そういった備蓄の資材がだんだん少なくなってくることに對して不安を生じたというような話は聞いております。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 国が、アドバイザリーボードが言ってるような頻回調査の実施とか、利用者への検査等については、介護保険の事務局では把握することができないのですか。と同時に、大きな問題になっているのが、従事者の家族等が感染して、濃厚接触等になって、人員不足がすごく言われてるわけですね。人員不足のところで、先ほどはいろいろ人員体制については代替サービスを使ってやっているっていうんですけども、こういうようなことで、例えば、この管内の中で休業はあったというんですけども、もう事業が続けられなくなったというようなところはなかったのかということと、この人的支援等についてはどのように把握してるんですか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。従業者の頻回調査については、すみません、ちょっと質問の趣旨を再度確認させていただきたいんですけども、利用者の節目の検査等については、県の無料PCR検査等がありまして、そういった形で実施をしていただくと。職員の方に対する一斉のPCR検査については、県のほうも助成を行っておりますし、町村のほうで支援をしておられる町村もあります。それと、人員体制につきましては、どうしても回らない場合は休業等をされるケースも見受けられたんですけども、介護保険制度の運用の面で臨時的な取扱いということで、国のほうから、こういった場合も営業というか、事業のほうを継続して実施することができるというような、緩和措置といいたいでしょうか、ということも実施されておられまして、その辺で対応をされているというふうなところで把握しております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） コロナ問題で、最後に、連合長にお聞きするんですけども、今の事務局からの数字とか話を聞いていて、体制が、コロナの感染防止のためと、高齢者施設で働く従事者とその家族、それと利用者の命を守るために十分になされてるというふうに感じられますか。全国的には、なぜこのようにアドバイザリーボードが出してくるかということ、十分できてい

ないから、頻回調査の週二、三回、これは特に国、県で、先ほどおっしゃった市町村なんかでも足りないところやってるわけですね。そういうところを広域連合の中でもきっちりと調査して、できない場合は市町村等の支援も含めてやっていくようにすべきだというふうに持っていくべきではないかと思うんです。今の段階では、特に頻回調査と利用者への検査推奨、これは県がしてるということですけども、従事者への頻回調査について、何らか支援策が要るのではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。私も、保育施設、小学校、中学校、さらにはこういう福祉施設、家庭と職場とこういう施設が行ったり来たりで止まらないっていう悲鳴にも似た声もお聞きしました。いわゆるB A. 5 が極めて感染力が強いということで、急激に感染が広がったために、各施設、大変御苦勞があったという具合に聞いています。今現在はかなり安定してきてる施設が多いという具合にも聞いていますので、今後の、これでコロナが収まればいいんですけども、また新たな感染ということもあり得る、変異ということもあり得ると思いますので、今後の対策として、この広域連合だけでこの対処方法を決めるわけにはなりませんので、濃厚接触者の考え方、それから、その方に対する手当て、そして、施設内で発生したときのマニュアル、そういうものをもう一度検証しながら、次の対策に対応していく、まずスピーディーにやっていくということを考えていきたいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 特に今は収まってるような状況が見えるって言っていますが、ここで一番に従事者への頻回調査上げてるということは、今後の感染の予防ですね。広がらないために、ここで言ってるのは、国も自治体もその施設で抑えろってこと言ってるわけですね。だとすれば、やっぱり一番今なすべきことは、頻回調査、特に従事者ですね。中に入ってる方々、外へ出ませんから。言われてるのは、介護の従事者っていうのを頻回調査が必要なんだってことを言ってるので、このことの充実を徹底してもらうことと同時に、徹底するための支援策を広域連合と市町村が力を合わせてつくっていただきたいということを指摘して、次の問題に入ります。

次の問題の介護職員の待遇改善は、このコロナでなかなか人的不足の中で、介護職員をどう確保していくかの問題にもつながることだと思います。ちょっと気になりましたのは、よく私たちが保育士さんの介護報酬を、引上げなんかで出てくるのはね、月9,000円の引上げというが、実際9,000円をもらっていないよというところとか、実際にその施設が手を挙げて補助金等を

もらったことになっているのに、そこで働いている人たちには、この加算が出ていないというようなことも当事者等から聞こえてくるわけなんです。そこで確認したいんですけども、この介護職員の待遇改善で、2月、3月に加算を申請して、補助金を、今数字が出たんですけど、この中で補助金を申請しているにもかかわらず、それが反映されていないところをつかんでいますか。つかめるのではないかと思う、どうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。介護職員の処遇改善支援補助金については、県のほうが実施主体となりますので、件数や加算を取得している事業所については情報提供受けておりますが、その補助金が計画どおり実施できているか、いないかのところまでの情報は、県の中では把握できておりません。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今ちょっと聞こえない、発生していないじゃなくて、把握していないってことですね。これ、把握する必要があると思うんですけども、それは令和4年度の決算が出てこないと分かりませんか。そうじゃないと思うんで、例えば、2月、3月にも出てますよね。そういうことは広域連合ではつかめないってことですか。つかめないとすれば、つかむ努力が要るのではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。この補助金については、まだ実績報告も出てきていないような状況でございます。10月から新たな介護職員等ベースアップ等支援加算の取得に切り替わるわけですが、この加算の取得につきましては、広域連合のほうで提出していただく計画書等もございますので、実態が把握できるということでございます。補助金を取得する事業所は、10月以降もその賃金の改善レベルを維持しないといけないというような取決め、もともと要件もございますので、そういったものが、このベースアップ等支援加算のほうに反映されてくると。それによって、それに基づいた計画書も出てまいりますので、そういった状況が分かってくると、賃金のほうがきちっと計画どおり実施されたかどうかというのは、決算、実績が出てきた時点で来年度になるとは思いますが、ある程度把握できるというふうに感じております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 先ほど事務局長が言ってくれたのは、もう数字で見た場合、38事業所があって、今回の補助申請をしたのは23事業者だというふうに、これでいいんですか。だとすれば、少なくとも、これまでの加算をもらってたとこじゃないとできないから、23事業

者が申請をしたらろうと、したんですね、しました。ということは、38事業者のうち23事業者が月9,000円近くの介護報酬引上げをするために申請をして、補助金を受け取っていると見ていいわけですね。この人たち、この事業者たちが9月までしかその補助金が来ないもんだから、この10月から次に行くためには、また申請をしないといけないわけですね。それを見てからが実績報告が分かるのではないかと、こういうふうに言ってるわけですね。確かに、実績報告分かるには今年度の決算を待つしかないんですね。県もそうじゃないと発表せんのかなというのを思うんですけどね、少なくとも、この10月に次の報告が、申請が出てくる段階で実施してるかどうかというの分かるわけですね。その時点で申請をされた23事業者が3分の2まではベースアップに使わないといけないということで、それが明確にきちっと反映できたかどうかということもつかめるわけですか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。補助金については、県が実施主体となっておりますので、情報提供をいただける範囲内で報告をさせていただくことはできます。その後の、介護報酬に切り替わった後の、介護職員等ベースアップ等支援加算については、連合のほうで改善計画を提出いただくようになっておりますので、それが計画どおり人員改善が実施できたかどうかということは把握することが可能でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ちょっとね、把握ができていない、具体的な話になかなかないんですけども、ここで求めておきたいのは、実はこの間、私たちの会議でも、県内でも約8割じゃないかと、申請したのがって言ってるんですね。あとの2割がどうしてしないかということ、もうめちゃくちゃ事務が煩雑なんだと、この申請の事務がね、そういう声、届いていますか。それで、今もう2月にしてなかったらできないんですけど、今後こういう制度があった場合、この事務の手の煩雑さで小さな事業所なんかなかなかできないということについては、何らかの支援策が要ると思うんですね。そういうような状況をつかんでいますか。ということは、38事業所ある中で23事業者がしたという、この差については、しなかったところについての状況ってどんなふうにつかんでいますか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。まず加算の、38事業所のうち処遇改善加算等、取得されてない事業所からの詳しい聞き取りはできておりませんが、小規模の事業所等でとか、あと事業所の職員の体制の問題で、こういった処遇改善加算がなかなか取りづらいといった話は聞

いたことがございます。また、処遇改善の実施状況で、加算のほうの、通常の処遇改善加算ですとか、特定処遇改善加算の計画のほうは、過去からも取りまとめておりますので、状況のある程度把握しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時金の支払いのほう、額のほうがどうしても下がらざるを得なくて、処遇改善計画のほうの見直しをされたという事業所が1事業所あったということで把握しております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 最後の、この項で、連合長、これ聞いてどう思いますか。月9,000円という僅かな金額なんですけれどもね、働いてる方から見たら、もう1桁違うんじゃないかって、こう言われるような数字なんですけれども、それでもなかなか取り組みにくい状況があるというと同時に、取り組んでいても渡っていない可能性もある。丸々9,000円が反映していないっていう状況の中では、圧倒的に、いわゆる介護を担っている方々へのベースアップですよ、これが必要ではないかっていうふうに考えるんです。特にこのコロナの中でもケア労働者が重要視されてきたと思うんですけども、この点について、どう考えられますか。どんなふうにしないといけないと考えてますか、連合長は。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。介護はあくまでもマンパワーでやらざるを得ない、人間が人間を応援するという仕事ですので、人でなければできないということが一番ポイントだろうと思っています。いわゆる電子化したところで、具体的には、今までそれに携わってた皆さんが介護の現場に人材として移行させることができるかどうか、そのための、もし必要があれば、給料面を制度化するということが今回の一番のポイントなんだろうと思っています。一方で、小規模の事業所もたくさんあるのが介護現場でございます。この辺りのところを、やはり一定の規模にしなければ運営ができないということであれば、そういう方策も今後考えていただかなければ、人材が確保できなければ、この介護サービスも運営し続けることができないということになろうと思っています。そういうところを十分に把握しながら、介護人材の確保ということが一番大事だと思いますので、そういう制度の進展に向けて、私どもでできることを努力していきたいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 全産業平均から見たら8万から10万の差があると言われている介護労働者の、もう抜本的な引上げを、私は広域連合、介護保険をしている保険者たちが国に対して声を上げていくべきだということを指摘しておきます。



この最後に、10月からは、先ほど補助金等を言いましたが、基本的な介護報酬などの引上げで賄っていくんだということですが、この介護報酬引上げによる利用者負担の増というのは考えられるわけですか、その辺についての対策、どんなふうを考えていらっしゃいますか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。介護報酬のほうに変わりますので、利用者への負担が1割から3割部分のところが増えるということになります。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 介護報酬が増えてくるということは、利用者負担も上がっていくのではないかっていうことですよ。それについてはどれぐらい見込んで、それがそのまま利用者負担にさせていいのかっていう点では、どんなふうに連合長、お考えなんですか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。1人当たりの金額がどのくらい上がってくるかについては、すみません、試算等をしておりませんで、現段階ではお答えすることができません。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 連合長にお聞きします。結果として、国が経済対策でやった介護報酬の引上げが、全く不十分なまま、9月までとあって、10月には介護報酬だというわけですよ。それは結果として利用者負担にも跳ね返ってくることなんですよ。抜本的な改善っていうのは、公費の投入しかないと思うんですよ。少なくとも、次の保険料のところで言うんですけども、今、高齢者を取り巻く暮らしが大変になっている中で、介護報酬に転嫁させるってことは、国がやってきて、やめるというのと同時に、現場でも最低限、避けるための努力ですよ、負担軽減を、負担増をさせないための努力っていうのは要るのと違いますか。それを取るべきだと思うんですけど、どうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。短期的なことであれば、真壁議員のおっしゃるとおり、国の手当てであったり、そういうことも可能でしょうけれども、長期的に持続可能な制度として運営する上では大変厳しいかもしれませんけども、介護保険料というところでの確に対応しなければ、利用される方のサービスの質も落ちる、さらには、先ほどから議論に出てるような、働き手がいなくなるような介護現場であっては、私たちサービスを受ける側としても、将来不安でなくなる。ですから、安定的にやろうと思えば、やはり介護保険料というものを負担いただくことに関係してくると思っています。あとは、その量がどこまでの部分を負担するのかとい

うことだろうと思っています。いわゆる国との、2分の1を国費のままで、本当にこのまま介護保険料が上がっていくことに国民の負担が耐えられるかどうかと。これはやはり国政の中で議論しなくちゃいけないことだと思っていますけども、根本的な制度としては、介護保険料で対応しなければ持続可能な制度にはならないだろうと、連合長としては思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） そこを今度のところで、保険料のところで論議したいと思いますが、結局保険料に跳ね返っていくということは、住民が負担していくしかないということになる、国民の負担しかないわけですよ。

ちょっと、次に行きたいので、あんまり言いませんけども、今回2月からの処遇改善が32事業者の中で23事業者が、8割が取り組んできたっていうのも、事務が煩雑でもなぜ取り組めたかっていったら、国が補助金100%出したからですよ。明白じゃないですか、公費を投入したら改善措置ができるんですよ。この公費もべらぼうなこと言ってるんじゃないで、介護保険制度の以前に戻した、いわゆる措置制度の中で、保険制度ですね、介護とか、分が、国が2分の1負担していたっていうところに戻せばできるわけじゃないですか、連合長。もう目に見えて、国が補助金100%あったからできたことを考えたら、公費を投入したら介護保険の是正はできるんですよ。おっしゃってた、人が足りないことも、負担が大きいことも、保険料を跳ね返させないことによったらね、やっぱりそこに各連合長、副連合長は目を向けて、しっかりと改善策として国に言っていってほしいというふうに思います。

次、3点目の、未利用者の状況把握について、来年の8月じゃないと出ないっていうのは分かりました。要は9期に向けた計画の中でのアンケートに反映させたいっていうことですよ。私は早く取り組んでほしいなと思うんですけども、予算的なことや時間的なこと考えたら、これに乗るのが一番いいことも分かります。その中で、特に広域独自で未利用者の調査を取り組みたい、このことについても評価をしているところですが、未利用者の調査の調査項目はどういうことを考えていらっしゃいますか。

○議長（勝部 俊徳君） 中原事務局長。

○事務局長（中原 孝訓君） 事務局長です。未利用者の調査につきましては、在宅介護実施調査の中に、未利用の理由という項目がありまして、こちらの項目はそのまま、調査項目として設けたいと思っております。そのほかに必要な項目については、これから検討していくところでございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 令和4年度第1回南部箕蚊屋広域連合議会定例会っていうのは2月のことですね、そこに出してもらった一般質問の資料の介護サービス未利用の理由、この中で、これは在宅介護実態調査、令和元年、前回の調査の中でした分ですね。その中で、570人中、在宅ですからね、570人中、回答率94.9%、うち介護サービス未利用者が56人、こういう中で聞いた例で、どうして利用しないのかの中で、利用料を払うのが難しいというのが第1段階で25%いたわけですよ。連合長、第1段階というのは、いわゆる所得の低い方ですよ。そこが利用料を支払うのが難しいと答えた方が全体の25%おった。この25%というのは、数が少ないですからね、中では、25%って4分の1ですよ、大きいですよ、理由の一つです。少なくとも保険者とすれば、こういうふうに書いてる方々も保険料払ってるんですよ。払ってて、その中で、いろんな症状が出て、認定も受けてるわけですよ。その方が、利用料を払うのが難しいのでかからないと、この事態は、こんだけ数字分かっている以上、もう対象者分かるんだから、具体的に取組まないといけないんじゃないですか。どう考えますか、連合長。放っておいたらいけないことではないですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。放っておくわけではございませんから、実態調査と照らし合わせながら、今、議員がおっしゃるように、特定できるものであれば、その実態をさらに深掘りをしながら、利用いただけるすべを私どもも考えていく必要があると思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 私は、せっかく出されたアンケート調査の結果ですから、ぜひともこれを有効に使って、一つに、介護保険は、個人の尊厳と人権もうたってるわけですよ。そういうことを考えたら、このお金が支払うのが難しいっていう中でも、保険料を払いながらこまできていることに対する公的な支援策が要る、いわゆる低所得者対策の利用料の問題ですね。利用料軽減、ないしは利用料の免除政策を取るべきだということが、この表、示してるのではないかと思うのですが。

次に、もう一つちょっと驚いたのは、サービスを受けたいが、手続や利用方法が分からん、これも第1段階で25%いらっしゃるんです。これもね、基の数が、分母が小さいから、こんなふうに大きな数になってくるんかと思うんですけども、これも非常に放っておいたらいけん問題だと思ったんですよ。ありますよね、高齢者に、特に独居の方なんか相談しようがないから、受けたいが、手続や利用法が分からんというのは、これは、言ってみれば、地域包括支援センターや

様々なところの取組の努力が足りんってことじゃないですか、どうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。多様な相談窓口をつくっているつもりですが、けれども、それがまだ十分に機能してないということだろうと思っております。幾ら少ない人数であっても、小さな自治体、そして、広域連合の中のことでございますので、きめ細かな対応を現場の職員たちと話し合っていきたいと思っております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） ぜひとも、特にこの中での利用料を払うのが難しいと言っている方についての取組をお願いしたい。第3段階でも14.3%、第5段階の方でも18.2%いらっしゃるということを、ぜひとも利用料の減免制度ですよね、減免、免除制度を設けるべきではないかと、この数字は語ってると思いますので、その取組を検討していただきたいというふうに思って、次の4点目に入ります。

4点目、5点目については、事務局長ではなく、連合長の答弁を求めます。

介護保険制度の中で、地域包括ケアシステムはどういう役割を果たすのか。ここでは、しきりに第8期の保険事業計画でも、いわゆる一番に上がってくるのが地域包括ケアシステムだっているんですよ。今日も論議になった視察の件ですけれども、これまで全国介護保険の推進サミットだったのが、地域包括ケアについてのサミットに変わってくるわけですよ。そもそも介護保険の広域連合をつくった狙いというのは、介護保険事業を円滑にする、分母が大きくなったらいい、保険者ですよ、保険者として大きくなったらいいということで作られたと思うんですよ。広域連合をつくって、より明らかになってきたなと私が思うのは、介護保険事業と地域包括ケアシステムとはどういう関係があるのかということが、かえって広域連合をつくってきて分かりやすくなったのかなというふうに思うわけですよ。町長、連合長、地域包括ケアシステムっていうのは、まちづくり、地域づくりって言ってますよね、基になるのが。人助けであったりとか言いますが、これが介護保険制度がこういうふうにまちづくり、地域づくりで人を支え合いましょうというような提案をしてくるようになるというのはなぜだと思いませんか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。介護保険制度が成熟してきているという具合に思っています。成熟と同時に、私たちの暮らしの中でこれがスタートしたのが2000年ですから、22年前、考えてみたら、例えば南部町であれば、まだ高齢化率は25%いくかいなかったようなときだと思います。今それが38%になろうとして、20年間で私たちの暮らし自体が

大きく、その基盤が変わってきていると思っています。したがって、制度として、共助という保険機能だけでは人々の生活、暮らしてというのが支えられなくなった。それまでは御近所であったり、家族が多い数、または何層にも分けた3世代であったり、そういう暮らしてというのはどこを見てもよくありましたけれども、今は本当に3世代同居なんていうところは珍しくなっていると思っています。そういう、その私たちの基盤自体が変わってきた中で、地域包括ケアとして多様な支え手による支え合いが、あえてつくらなければ、これまで自然発生的にあったものが、の中で支えてたんですけれども、それができなくなったというところに課題があるという具合に思っています。介護保険で、これはできることを大きく超えていると思っています。そういう面で、まちづくり、地域づくりだという考えだと思っています。その中の介護保険であり、介護保険というのはごくごくその一部であって、システムのほんの一部であって、多くの部分というのは地域の共助であったり、そういうところの支え手部分が重要なんじゃないかというところだと思っています。介護保険で全てが対応できないというふうに私は考えています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 私は、連合長が介護保険が成熟してきたというんですけど、私はこの22年間で介護保険の限界が見えてきたんじゃないかというふうに考えています。それは国が一番よく知っている。なぜならば、当初、厚生労働省が考えた参酌標準というのは十何%でしたっけ、ここまでいくと予想していなかったんです。それで、利用率もこんなに高くなると思って計算してなかったわけですよ。そもそもそこが出发点なんです。なぜそういうことになったかって、保険料を抑えるためだったんです。その前に、今、それが一つですね、だから、介護保険が一つは限界が来ている。なぜかという、保険料が8,000円、1万円近くなってくるんですね、この負担に国民が耐えられなくなってきている現状もできているからで、これ以上増やすすることができないので、お金のかからないところでのボランティア等を期待しての地域包括ケアをやっていこうというのが一つの背景にありますよね。

2つ目は、何かというと、共助だっていうんですけども、共助では成り立たないって言いますが、この介護保険が始まる前のサービスっていうのは公助でやっていたんです、ヘルパーさんとか。よく御存じですよ、連合長も職員が長いから御存じだと。そのときの負担というのは国が2分の1を負担してたんです。介護保険で国が一番変わったのは、国の負担が2分の1から4分の1に変わったことなんです。とすれば、限界が見えてるのは、全てお金がどっから持っていかっていったら、保険料しかないって言うけれども、今の市町村会や知事会もこれ以上の住民負担はできないので、何とか財源の見直ししなければならないというところまでできていますけどね。

もう答えは出てると思うんですよ。国が負担増するしか方法がないのではないかっていうふうに思うんですね。地域包括ケアっていうのは、本来は保険団体が考えるんじゃないで、市町村が考えることなんです。そうじゃないですか。だから、ややこしい、ややこしい保険になってきて、中に保健福祉事業だの、地域包括支援センターでの取組事業だの、そういうことまでが保険の会計の中で見ないといけなくなっちゃうわけじゃないですか。この在り方を許していたら、連合長は介護保険がごく一部だっていうんですけど、住民から見たら負担大きいんです。そこを抜本的に変えるには、全国の介護保険を担っている保険者である市町村長たちが、このままでは、地域包括ケアシステムといえども、介護保険制度そのものが住民に信頼されて耐えていけるような制度でなければ地域包括ケアなんかできないんだっていうことを国に言っていくべきじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長、答弁。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。成熟したのは制度もそうでしょうけれども、私たちの暮らし自体も成熟してきていると思っています。この20年間で、まさかという、人生100年時代を迎えたと言われていています。逆に言えば、それだけ私たちは長生きするわけですから、それに対する社会構造を変えなければならないとも思います。ですから、今、措置制度の時代のことを懐かしんで、そこに帰るわけにはならないと思います。仮に措置制度が今、実際にあったとしたら、これは逆に非常に高い税負担の中で、逆に私たちはその制度の中であえいでしまうんじゃないでしょうか。私たちが選んだこの共助、保険という制度なわけですし、それがよかった部分があれば、確かにおっしゃるとおり非常に不安定で、年々高くなっていく保険制度に国民もあえいでいます。私たちが将来の不安を持っています。しかし、この制度があるおかげで、例えば20年前に高齢者は、例えば生活保護であったり、例えばはっきり言ってはなんですけども、例えば特別養護老人ホームに私も泊まりがけで入ったことがありますけど、それは非常に悲惨なものだと実感しました。身体拘束もありですし、一晩中、わめき、うめく高齢者の中で、大変こういうのが日本の高齢社会なんだなと思ったことがあります。それが、今このような福祉の制度に成熟してきたと思っています。それに対する負担は確かに大きい、つらいこともありますけれども、しかし一定、私たちの暮らしに充実したものになってることも、これは事実ではないでしょうか。国への、この介護保険制度存続に向けて、負担構成を、改善を求めていくというのは、これまでと変わらない姿勢で臨んでいきたいと思っていますけれども、何よりも、私たちはこの制度を大切にしながら、さらにはこれを維持するためには、地域の人々のつながりというものを、断ち切れてしまいかけていること、つながりを改めて、これはまちづくりとして、しっかりと取り組んで

いかなくちやいけないと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員、残時間ありませんので、10秒ほどでまとめて発言終わってください。

○議員（8番 真壁 容子君） 感謝いたします。一つ言うのを忘れておりました。介護保険料についてですけれども、連合長、介護保険は介護の社会化を目指してつくったと言われていました。でも、実際社会化が成功したのじゃなくって、できたのは介護の市場化ではなかったかと言われた指摘は、私は全くそうだというふうに思っています。そのことを肝に銘じて、国に対しては、本来の国の在り方の責任持つ立場から、半額を国が負担する制度に戻すことを、そのことが介護保険の唯一の改善策だという立場で、全国の市町村長と一緒に声を上げていていただきたいということを訴えまして、質問を終わります。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、以上をもちまして通告のありました一般質問は終了いたします。

---

#### 日程第10 議案第6号

○議長（勝部 俊徳君） それでは、これより議案に対する討論、採決を行います。

日程第10、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて、これを議題といたします。

それでは、総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第6号、専決処分の承認を求めることについては、総務民生常任委員会をもちまして審査の結果、全会一致で承認とすべきものと決しました。以上であります。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は集結いたします。

これより、議案第6号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立、全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 1 1 議案第 7 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 1 1、議案第 7 号、令和 3 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第 7 号、令和 3 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会におきまして審査の結果、賛成多数で認定とすべきものと決しました。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の討論を求めます。

真壁議員。

○議員（8 番 真壁 容子君） 令和 3 年度一般会計決算について反対をいたします。

今回の一般会計の決算は、歳入が 5 億 3,509 万、歳出が 5 億 3,029 万、約 5 億 3,000 万規模の会計です。この中で多くを占めるのが、いわゆる民生費の 4 億 5,000 万、いわゆる特別会計に繰り出す金額となっています。広域連合を構成している以上、3 町村でこれの負担をし、一般事務等をしていくというのが、この一般会計の決算、予算になってるわけです。今回の令和 3 年度の決算の中で、地域包括支援センター職員の給与等の負担金が大幅に減額されたことが書かれていました。その内容は、今まで派遣だったのが兼務となったので、二千幾らかの、2,400 万でしたっけ、の金額が下がってきたんだと。結果として、前回より 1,828 万 2,000 円が下がってきているという内容でした。

私は、この広域連合議会に参加してからずっと一般会計に反対する大きな一つの理由は、広域連合を組むことについての是非の問題をいつも指摘しているわけです。特に地域包括ケアが言われてから、広域連合の役割って何なんだろうと。保険が、広域連合できるときは、分母が大きいほうが安定するっていう、保険者の保険として、そういうことをつくってきたわけです。その時点でもう介護というのは、医療や福祉と綿密なつながりがあるので、町村独自でしたほうがいい



という意見もありました。今回聞いててつくづく思いましたのは、地域包括支援センターが、派遣よりも兼務のほうがいいって、なるほど、現場にとってみたら確かにそうなんだろうなっていうことは感じるわけです。実際やってることは町村の地域福祉の事業と綿密に関係のあることで、すし、市町村が動かなければできない内容があるからです。

大きな目的の一つとしては、介護保険の市町村へ戻すということを考えたほうがいいという指摘と、もう一つは、これを機会に地域包括支援センターも、もう各町村にあるものですから、もう広域連合全体で見るというよりは、地域包括支援センターをきちんと町村に続けてやっていく方法を考えることや、総合事業でのお金の出し方の問題ですよね。もうここの会計は介護保険の費用の中だけのことにして、あとの事業については町村の中でやっていくってことにしなければ、今後ますます広域連合の中で個別に出すようなこととかが出てくる可能性があるっていうふうに非常に考えるわけです。そういう点を考えたら、やはり本来の在り方で、介護保険の見方も町村に返すことも一つ考えていくべきだというふうに考えております。

もう一つには、これも以前から言っておりましたけれども、この広域連合ってというのはそれぞれの町村長も参加なさるわけですよ。以前には年3回ありましたが、年2回になりました。1日しかしないわけですけども、総額、決算等見たら膨大な金額になる予算、決算を1日の中でやってしまうってものの、非常に無理があるというのが一つと、特に町村長が忙しくてなかなか時間が取れないってようなことも言われてて、議会が十分に取れない問題も以前から言われているわけです。

それともう一つは、町村との関係で見ると、町村の職員の中に介護保険を本当にほかの問題と連携させていくっていう点から見れば、介護保険の事業そのものが遠くなってるとというのは、町の役場の議会におっても痛切に感じるわけです。

そういうことを考えてみたら、22年たって、大変です、保険料も大変な中、どうしていかかってありますが、本当に分母が大きくなければ保険料が高くなって仕方がないのかってこと見れば、鳥取県の全体見た場合、そうとも限らないと思いますので、見直すことも含めて考えていくべきだと指摘して、反対いたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、次に、原案に賛成の方の発言を許します。

大床議員。

○議員（1番 大床 桂介君） 1番、大床でございます。議案第7号、令和3年度一般会計の議案に関して、賛成の立場から意見を申し上げます。

事務局の報告をお聞きしまして、適切に運営されていらっしゃるということと、それから、地

域包括支援センターの職員に関しては、今までの経験を基に、職員の効果的な配置を進めていらっしゃるということで、特に問題ないというふうな印象を持ちました。そういった観点から、賛成というふうにしたいと考えております。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、続きまして、原案に反対の方の発言を求めます。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上で討論は集結いたします。

これより、議案第7号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第7号は、委員長長の報告のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

---

## 日程第12 議案第8号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第12、議案第8号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

それでは、総務民生常任委員長長の報告を求めます。

乾委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第8号、令和3年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で認定とすべきものと決しました。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論に入ります。

まず、原案に反対の方の討論を求めます。

真壁議員。

○議員（8番 真壁 容子君） 今回の特別会計の決算に反対をいたします。

今回の決算の中で改めて感じましたのは、令和3年度から行われた、いわゆる補足給付の見直しで、約1,800万ぐらい住民負担が増えているという問題、それから、介護予防・生活支援サービス事業の状況見れば、これ以前は要支援1、2が介護保険の支給の中で見られていたのが、

数年前から、いわゆる総合事業になる中で、総合事業の枠内ではお金が足りずに、一般財源から持ち出しじゃないと介護予防・生活支援サービスが成り立っていかないという現状が出てきています。これも全て、22年たった介護保険の中で、保険料は高くなる一方で、それ以上にサービスが増えるから、サービスの縮小に踏み切ってるということがところどころに出てきているわけです。

これを、ほな、どういうふうには是正しているかということ、国は、例えばインセンティブ算定ですよね、先ほどもありました2つの持ち出しがありましたけれども、結局、保険者機能強化推進交付金とか、保険者努力支援交付金とかいって、他の市町村と競わせるような内容で、これができていけばインセンティブとしてお金を加算するよとあって、広域連合にそれぞれ500万近く、全部で1,000万近くのお金が配分されてきているというような内容なんですよ。この保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金って、一体国がどんだけ使ってるのかなと調べてみたら、各それぞれ年間200億円使ってるわけなんですよ、2つ合わせて400億円。そんなふうにするのであれば、国の交付金そのものを増やすことに使うべきではないかと。これは地方自治体で取り組んでる保険者も一致するのではないかっていうふうに思うんですよ。競わせたところで、どっちにしろ高い保険料集めても成り立たない、保険サービスを削っていくしかない介護保険の事業だということが22年たって明らかになったのではないかっていうふうに思うんです。

何回も言いますが、この抜本的な改善というのは、国庫からのお金を増やさない限り解決方法はない、あとは保険者に負担を、保険料を上げるとしても非常に無理がある問題だというふうに思っています。保険者の方々は、運営を維持、持続可能で、これを長く続けていくためって言いますが、長く続けていって保険制度が残っても、介護保険や制度を受けられなくなっていく高齢者が増えてくる実態というのは、本来の在り方ではないというふうに思うわけですよ。本当に目の前にいる地域の人たちの介護状況をよくしていくための保険制度にしていくには、抜本的な解決策が必要だと。とりわけ、保険料の引下げ、利用料の減免制度を求めていく、そのための国庫負担の増を求めていくような在り方に変えていくべきだ、制度そのものを変えていくべきだという立場から、今回の特別会計に反対いたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

細田議員。

○議員（9番 細田 元教君） 議案第8号については、賛成の立場から討論させていただきます。

今回の決算は、第8期の分の第1年目ですね。決算ではプラスになっておりまして、3年をトータルとするならば、今回はプラスにならなければいけない。これがプールして、最後はとんと

んになるような設定になっておると思いますし、一番危惧しとったのは、やっぱりコロナ関係でございまして、このコロナの関係で利用がもっと減るんじゃないかなと思っておりまして、通所系が減った分が、それをカバーするように訪問系でカバーしているし、そのような一つ一つ中を見ましても、連合としてもそのような手当てをしておられるということはよく分かりました。

もう一つ、補足給付の見直しの件が言われましたが、この補足給付は昔から介護保険制度が始まってから問題がありまして、今は大分なくなりましたけど、その当時入所しとる人やちでも何千万も預貯金がある人が中おられたんですね。遺族年金等を持っておられる方でしたが、そのような方が大分、今亡くなられて少なくなっておりますが、それでもまだなお、所得がたくさん、要は預貯金がある方がおられて、それを使わないでおられたということが問題がありまして、それを年々に、これが今、解決して、今回の減額になったと理解しております。

総合事業のこと言われましたが、介護保険はたしかまちづくりでございます。地域包括ケアシステムを盤石するためにも、介護保険制度を活用しながら、そこで介護保険の中が、たしか5%ぐらいだと思いますね、保険料が充当されて、各市町村に、これが総合事業でいろいろやっておられます。それ、あと足らずを、プラスアルファで出されるのはいいです。やっぱり大本は、根本は介護保険の財源を活用して、そこから地域で一生懸命やるようなシステムになっております。

もう一つは、地域包括支援センターの職員が兼務になられたということでしたが、この地域包括支援センターの職員は、地域には各市町村におられます。介護保険の大本の、広域連合の大本を活用しながら、その地域に合ったシステム、また資源を活用するためには、どうしても兼務というのが一番ベターじゃないかなというように思い、このようなシステム、決算になっておまして、いい方向にいったんじゃないかなと思っております。

インセンティブの件ですが、たしか1,000万入ってると言われましたが、これは保険者が、国からお金1,000万もらって、この保険制度を拡充しながら、この保険者がこのように地域にいろんなことができるお金でございまして、それを活用できた、地域包括ケア、または共生社会が活用できるような中身になっております。

最後に、真壁議員が言われました、国庫補助金をもっと増やす、それも僕は大賛成ですので、これは各市町村長、また県を通じてでも言っていただきたいのは事実でございますが、全体的には3年計画の一番最初の年としての決算がいいようにできるということを確信いたしましたので、認定すべきと思っております。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に反対の方の討論を求めます。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の討論を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上で討論は集結いたします。

それでは、これより、議案第 8 号、令和 3 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第 8 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、委員長の報告のとおり、原案のとおり認定されました。

---

### 日程第 1 3 議案第 9 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 1 3、議案第 9 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

それでは、総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第 9 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 1 号）は、賛成多数で可決とすべきものと決しました。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を求めます。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を求めます。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上で討論は集結いたします。

これより採決をいたします。

これより、議案第 9 号、令和 4 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

議案第 9 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の皆様の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14 議案第10号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第14、議案第10号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託された議案第10号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決とすべきものと決しました。以上でございます。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は集結いたします。

これより、議案第10号、令和4年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

議案第10号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第15 発議案第1号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第15、発議案第1号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提出者であります議会運営委員長、山路有議員から説明を求めます。その場で起立でよろしゅうございます。

○議会運営委員長（山路 有君） 失礼します。発議案第1号、議会における地方行政調査について。南部箕蚊屋広域連合議会会議規則第14条の規定により、南部箕蚊屋広域連合議会におい

て、下記の事件について調査を行うため提出します。令和4年8月30日提出。提出者、南部箕蚊屋広域連合議会議員、山路有。以下同議員、前田昇議員、景山浩議員、乾裕議員。

記として、1、調査事件、地域共生社会の実現に向けた取組について。2、調査地、第4回地域共生社会推進全国サミット in つるが。開催地、福井県敦賀市。3、調査期間、令和4年11月17日から11月18日までの2日間。経費、予算の範囲内。構成、総務民生常任委員会を主体とする。以上です。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本件につきましては、質疑は省略し、直ちに討論を行います。まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上で討論は集結いたします。

これより、発議案第1号、議会における地方行政調査についてを採決いたします。

発議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（勝部 俊徳君） 日程第16、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、山路有議員から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査の申出がありましたので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、山路有議員からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

---

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもちまして、今期定例会の会期に付議されました議案は全て議了いたしました。よって、令和4年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。

以上をもちまして令和4年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後3時29分閉会

---